

報道機関各位

障害福祉サービス事業所に対する行政処分(指定の取消)について

障害者総合支援法の規定に基づく監査を行った結果、自立支援給付費の不正請求等が判明したため、下記のとおり行政処分(指定の取消)を行うもの。

1 対象事業者

- (1)法人名 株式会社天馬
- (2)代表者 代表取締役 西迫 信(にしさこ あきら)
- (3)所在地 福岡県中間市桜台一丁目8番22号

2 行政処分(指定の取消)の対象となる事業所

事業所の名称	所在地	サービスの種類	定員	指定日
障がい福祉サービス てんま	北九州市八幡西区 真名子一丁目6番34号	就労継続支援 B 型	20 人	平成 31 年 4 月 1 日

3 行政処分の内容

指定の取消 (指定取消年月日:令和8年 3 月 31 日付)

※公表予定日:令和 8 年 2 月 27 日

*指定の取消日を決定するにあたっては、利用者のサービス継続に支障がないようにすることを最優先としているため、事業譲渡期間として公表予定日から指定の取消までに期間を設ける。

4 処分の原因となる事実

●就労継続支援 B 型サービス費の不正請求【障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号に該当】

- ・令和 7 年 5 月から令和 7 年 9 月の間、目標工賃達成指導員が常勤で勤務していないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、目標工賃達成指導員配置加算を請求した。
- ・令和 6 年 11 月から令和 7 年 4 月の間、令和 6 年 12 月分の 2 日間を除き、他自治体で支給決定を受けた利用者 1 名について、利用実態がないにも関わらず給付費を請求した。

障害者総合支援法第五十条(抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

5 行政処分の効果等

(1)不正受給額及び返還請求額(他自治体の利用者分も含め、現在不正受給額の確定作業中。確定後は各自治体から返還請求を行う予定。)

・目標工賃達成指導員配置加算に係る返還について(本市分のみ)

不正受給額:令和 7 年 5 月～令和 7 年 9 月の給付費受領額

返還請求額:障害者支援法第 8 条第 2 項の規定により、不正受給額に加算金 40%を加えた額について、返還請求を行う。

○不正受給額	754,397 円	… ①
○加算額(①×40%)	301,758 円	… ②
○返還請求額(予定)	1,056,155 円	… ③(①+②)

・架空請求に係る返還額について(他自治体分)

不正受給額:令和6年11月～令和7年4月の間の給付費受領額

返還請求額:障害者支援法第8条第2項の規定により、不正受給額に加算金40%を加えた額について、返還請求を行う。

○不正受給額	949,193円	… ①
○加算額(①×40%)	379,677円	… ②
○返還請求額(予定)	1,328,870円	… ③(①+②)

(2)欠格事由の該当

株式会社天馬(てんま)は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は、障害福祉サービス事業所の指定を受けることができない。また、欠格事由に該当するものが役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は障害福祉サービス事業所の指定を受けることができない。

(3)事業者名等の公表

事業者名、事業所名、行政処分の内容等について、市公報、市ホームページ等で公表する。

6 利用者の状況

- ・当該事業所の事業を他の法人に継承する予定であり、事業者は利用者・保護者等の意向を踏まえて、できる限りそのまま通所できるよう調整を行う。
- ・利用者・保護者が他の事業所への通所を希望される場合は、指定取消の日までに、他の事業所への引継ぎを行い、利用者のサービス継続が図られるよう、事業者に対し指導を行う。

<参考> ・令和8年1月時点の利用者数: 32人

7 経緯・経過

令和7年8月4日	不正に関する情報提供に基づき運営指導を開始。以後、必要な調査を実施。
10月6日	監査(第1回):サービス提供に関する記録等の調査 法人代表及び従業者への聞き取り調査 *不正請求を行ったことを口頭で認めた。
10月20日	監査(第2回):法人代表への文書による照会
10月30日	監査(第2回)で依頼した「文書による事実確認」の回答が郵送で届く。 *目標工賃達成指導員が常勤で勤務していないにもかかわらず、目標工賃達成指導員配置加算を請求したこと及び利用実態のない利用者の給付費を請求したことを認めた。
1月19日	聴聞を開催。 *法人代表から特に異論なく、聴聞は終結となった。

【問合せ先】

保健福祉局障害者支援課

担当課長:印、担当係長:石原

電話:093-582-2424

<報道関係者の皆様へのお願い>

障害福祉サービス事業所「障がい福祉サービス てんま」には、現在も通所サービスをご利用中の方々がいらっしゃいます。事業所への取材に際しましては、利用者の皆様へのご配慮をお願い申し上げます。

【参考資料】

就労継続支援B型とは

一般企業での就労が難しい障害のある人に、働く場と生産活動の機会を提供する障害福祉サービス。雇用契約は結ばず、利用者は作業に応じた工賃を受け取る。就労訓練や生活支援を通じて、社会参加と自立を支援することを目的とする。

〔 ※令和7年4月1日現在、当該事業の市内事業所数：168 〕

自立支援給付費とは

障害福祉サービス事業所が利用者に対して提供する障害福祉サービス(就労継続支援B型等)に係る報酬として、北九州市が当該事業所に給付する費用のこと。

